

6. 【雇用調整助成金助成額算定書記載例】② ((7) ~ (12) 欄)

令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)の場合の助成率は、大企業事業主の方は2/3(中小企業事業主の方は4/5)、また、解雇等を行わない場合には大企業事業主の方は3/4(中小企業事業主の方は10/10)が適用されます。

令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)の場合の助成額(日額)の最高額は、15,000円です。

(7) 1人日当たり助成額単価 [(6) × 助成率 ( 10/10 )] ※15,000円を超える時は15,000円	8,862 円	8,862 円	10,425 円
(8) 月間休業等延日数 ※様式新特第9号の⑧、⑩及び⑪欄から転記。	① (9号⑧から転記) 23 人・日	② (9号⑩から転記) 4 人・日	③ (9号⑪から転記) 2 人・日
(9) 教育訓練に係る加算額 [(8) × 加算額 ( 2,400 円 )]	/		4,800 円
(10) 支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7) × (8)] [教育訓練の場合(7) × (8) + (9)]	203,826 円	35,448 円	25,650 円
(11) (10)の小計	④	239,274 円	⑤ 25,650 円
(12) (11)の合計			264,924 円

※ (1) 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2) 及び (3) 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、(4) 及び (6) ~ (8) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

月間延日数を記入してください(様式特第9号の各合計欄と一致します)。

**本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。(青色のセルは自動計算されます。)**

※ この様式による申請が2回目以降である場合、(1)~(4)までは省略して差し支えありません。各欄の端数については(4)及び(6)~(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)の場合の雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合の加算額は、大企業事業主の方は1,800円(中小企業事業主の方は2,400円)を選択してください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。